暫定ケアプランの取扱いについて

1. 暫定ケアプランが必要な場合の例
	1. 介護等認定申請中の新規利用者が、認定結果がでるまでの間にサービスを利用する場合
	2. 要介護等認定者が、区分変更申請を行い、認定結果がでるまでの間にサービスを利用する場合
	3. 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中までに確定しない場合
2. 暫定ケアプラン作成にあたっての注意事項
* 暫定ケアプランを作成していない場合は、基本的に介護保険サービスの利用はできません。暫定ケアプランを作成せずに介護保険サービスを利用し、介護報酬請求を行っていた場合、事業所は介護報酬を返還しなければなりません。
* 暫定ケアプランの作成に当たっては、通常のケアプラン作成と同様に、アセスメント、暫定ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、説明及び同意、暫定ケアプランの交付、モニタリング等の一連の業務を行うようにしてください。また、認定結果が想定していた介護度よりも重い場合は利用者負担が増えることや、非該当の場合は自己負担になる可能性があること等について、あらかじめ利用者又は利用者家族に十分に説明するようにしてください。
* 介護認定結果が要介護、要支援のどちらであっても利用者に給付がされるように居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者の両方に暫定プランの作成を依頼することを推奨します。また、暫定ケアプランを作成する居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者は、介護と予防の両方の指定を受けているサービス事業者をケアプランに位置付けるようにしてください。
* 暫定ケアプランについては、確定ケアプラン交付後、確定ケアプランと一緒に保管するようにしてください。確定ケアプランの交付については、暫定サービス利用時には未記入であった要介護等の情報を記入し、利用者の同意を得て利用者及び担当者に交付するようにしてください。

暫定ケアプラン作成におけるケアマネジメントプロセス（基本パターン）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | ケアマネジメントのプロセス |
| 2/20 | 新規申請 |
| 2/20 | アセスメント　※暫定ケアプラン作成時に実施 |
| 2/20 | 暫定ケアプラン作成 |
| 2/21 | サービス担当者会議の開催 |
| 2/21 | 説明・同意・暫定ケアプラン交付 |
| 2/22 | 暫定サービス利用開始 |
| 2/末頃 | 2月分のモニタリング　※暫定ケアプランであっても実施 |
| 3/20 | 認定結果確定 |
| 3/21 | 確定ケアプランの交付（利用者、事業所）※3月分モニタリングと同日でも可 |
| 3/末頃 | 居宅サービス作成依頼（変更）届提出（2月開始の遡り申請）※新規申請と同時に提出も可 |
| 3/末頃 | 3月分モニタリング |
| 4/10 | 2・3月分給付管理票・請求明細書、国保連に提出 |

（例）2/20新規申請とともに暫定ケアプラン作成、2/22暫定サービス利用開始、3/20認定結果が確定の場合（一連の業務を暫定ケアプラン作成時に実施）。

※運営基準では、一連の業務について、原則上記のプロセスに沿って業務を行う必要がありますが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではないとされています。したがって、例えばサービス担当者会議を暫定ケアプラン作成時ではなく、認定結果確定後に開催することも可能です。ただし、この場合でも、一連の業務が前後した理由について支援経過等に記録するようにしてください。また、認定結果確定後にサービス担当者会議の開催等、一連の業務を行う場合、原則、認定結果が確定した月と同月内に実施してください。月末に認定結果が確定となった場合等、特段の事情があり、同月内に実施することができない場合には、速やかに実施するようにしてください。